

《2024年6月25日午前10時、第17期町田市議会改革調査等別委員会が開会 議事録》

はじめに…

議事録から見えてきたこと

◇「何を持ちかえる」★かは、議事録のどこにもない。いや、「秘密会」にも持ちかえったのかな！？

◇佐藤和彦委員長は、議題として「6番政務活動費について、政務活動費の按分の考え方を精査すべきについて、協議を行います。」(※1)と提案。以降、この言葉は、議員発言のどこにも出てこない。唯一、発言した共産党会派の委員は、「何の議論をしているのかが、わからないと推認される質問」(※2)しか、していない。

◇佐藤和彦委員長は、詳細な部分、「今日はじめて説明がありましたので」(※3)と発言。

今日はじめての説明ではなく、3年にわたる裁判の中、各会派は反論しています。判決後3か月たち、6月25日に「初めての説明」とは、自身が反論してきた内容を知らないのでしょうか！？

弁護士任せで、会派で議論をしていないからこのような発言になってる？ これが、委員長の発言です。

◇佐藤和彦委員長は、最後に「なお審査を要するため」(※4)と発言。

これに先立ち、委員長と同じ会派であるまちだ市民クラブ会派の委員も「会派に持ち帰って審査したい」(※4)と発言。「なお審査を要する」「会派に持ち帰って審査したい」とは、自分たちがやってきたことが違法支出であるという判決を、「審査する」ということでしょうか？

草の根

.....

委員長（佐藤和彦） 「第17期町田市議会改革調査等別委員会を開催いたします。付議事件①議員の調査活動等に関する事項、付議事件②議会の権能・強化に関する事項、付議事件③議会の情報提供に関する事項を一括議題といたします。正副議長より申し出がありましたので、まず政務活動費について協議いたしたいと思っておりますこれにご異議ありませんか。」(議員返事なし)「はい、ご異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。なお、政務活動費については、説明員として総務部の出席を委員会として要請することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。」(議員返事なし)「はい、ご異議なしと認めそのように決定させていただきます。」「休憩いたします。」《総務部職員、入場》

◆委員長（佐藤和彦） 「はい、では、再開いたします。」「付議事件①議員の調査活動等に関する事項のうち、6番 政務活動費について、政務活動費の按分の考え方を精査すべきについて、協議を行います。」(※1) まず、資料がありますので、総務部より説明があります。法制課担当課長」

◆◆総務部法制課課長 「総務部法制課松田と申します。それでは、先般確定しました裁判の内容について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。」

「裁判の争点は大きく分けて二つございました。一点目は、今回のような住民訴訟を提起するにあたってはその前提に、適法な住民監査請求を経なければならないということが、地方自治法の242条の2に規定されていることについて、でございます。自治法上、『作為』の違法性を問う場合は、その作為から1年以内に住民監査請求を提起しなければならないとされておりますが、今回争点となりました2014年度から2017年度分の政務活動費の支出に関する住民監査請求は、この期間を過ぎてから行なわれているのではないかと、問題となりました。この点について裁判所は今回のようなケースでは、ただいま申しました1年の期間制限というものは適用されないもので、今回の住民監査請求は期間が過ぎてから行われたものではないと判断しました。」

「次に裁判所は個別の支出について条例の使途基準に適合しているか否かを詳細に検討しました。使途基準に適合していると判断された項目も多いのですが、本日の主旨に鑑み、使途基準に適合してしていないとされた主な項目について説明いたします。」(※2)「前提として、政務活動費は、政務活動に要した経費にかぎって充てることが認められている経費ですので、政務活動に要したか否か、が、レシートなどからただちにわからない、証明できないものにつきましては、社会通念に基づいて政務活動に要したか否かを判断していくというのが基本的な考えとなっています。」

「お手元の資料の2番をご覧ください。まず(1)ですが、深夜1時台から早朝5時代の『打合せ』や『視察』が行われることは通常は考えにくいことから、深夜や早朝のタクシー代で、どのような活動に要したかが不明なものにつきましては使途基準に適合していないと判断されました。」

「(2)につきましては後ほど説明いたします。」

「(3)の駐車場代も(1)と同様で、政務活動に要したか否かが、ただちにわからないもののうち、社会通念上、政務活動に利用されないと思われる場所や時間帯の支出について、私的利用目的である事が推認されるので、使途基準に適合していないという判断がなされました。」

「政党機関紙の購読につきましては今回の裁判では1部であれば政務活動との間に合理的関連性又は必要性があると認められますが、それを越えた購読は特段の事情がない限り使途基準に適合していない支出であると考えべきだと判断されました。」

「また、政党活動や選挙活動にたいして政務活動費をあてることはできないという観点から、選挙にむけての得票活動に関する記載があるチラシの印刷代につきましては、その内容において一部または全てを政務活動から支出することは適切ではない、という判断がなされました。」

「最後に(2)ガソリン代、(6)主に携帯電話の通信費(7)パソコンの購入費などの事務費についてですが、裁判では車や携帯電話などは政務活動だけではなく私的にも用いるものであるという点を考慮して、ガソリン代や携帯電話の通信費はもっぱら政務活動のために用いたというような主張立証がなされない限り、政務活動のために用いたのは全体の2分の1と推認するべきだ、したがって、これらの費用のうち、政務活動費から支出できるのは全体の2分の1のみと考えるべきだ、という判断が、なされました。簡潔ではございますが裁判の内容についてのご説明は以上でございます。」

◆委員長(佐藤和彦) 「ただいまの説明に関して質疑を行います。」

共産党(田中美穂) 「二点、伺いたいんですけども、いま説明の中で使途基準というお話がありました。で、あの、ま、その、ちょっとよくわかっていないところがあって、あの、当時も、市議会の政務活動費の使い方については、条例でしたりハンドブックなりあったもとの、ま、されているわけですけども、その、判決の中で、そうしたその市議会としてつくっている条例とかハンドブックに対して、何か言及したところがあったのか、もしご存知だったら教えていただきたいのと、今、使途基準というお話あったんですけども、先ほど社会通念に照らして判断するというお話もありましたが、ま、一件一件、私も裁判の少し見ましたけれど、一件一件判断されているんですけども、その基準、基準となっているものについて、もう少し教えてください。」

◆◆総務部法制課課長 「まず一点目のご質問についてですが、政務活動費につきましては地方自治法100条の14項というところで条例の定めるところにより、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部としてその議会における会派または議員に対し政務活動費を交付することが出来るというふうに定められております。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額、及び交付の方法、な

らびに当該政務活動費を充てる事が出来る経費の範囲は条例で定めなければならないとされておりますので、裁判では、まずこの部分を引用したうえで、今回は町田市の政務活動費条例の中の使途基準が定められていることをもって、ここに記載されているとおりに使用されるべきだ、というふうに判断しました。」「また、ハンドブックの中には運用指針がのっているかと思うんですけど、運用指針については、使途基準の内容をつまびらかにするものであって、基本的には運用指針の内容によるべき、運用指針の内容に従った支出がなされていれば、条例の使途基準にそった支出である、というふうに推認できるというような判断のされ方がされております。すみません、二点目につきまして、もう一回ご説明いただいてもよろしいでしょうか。」

◆委員長（佐藤和彦） 「はい、田中委員」

共産党（田中美穂） 「すみません、ありがとうございます。今のお答えの中にあつたのかなと思うんですけども、一件一件、判断、適切かそうでないか判断の基準、というところ、（基準に）なっているのは何か、詳しくお答え教えてください、ということが2つ目の質問だったので、今のお答えの中にあつたかなと思います。ありがとうございます。」

◆委員長（佐藤和彦） 「よろしいですか、他にありませんか」（議員返事なし）「よろしいですか、いいですか」（議員返事なし）「大丈夫ですか」「はい、田中委員」

共産党（田中美穂） 「そうなるとその、条例の使途基準の中で判断されたということで、条例自体に言及したという、それを基準に判断しましたということで、何かそのハンドブックとかそういったところに問題があるみたいなことは無かったということで、あっていますか。」

◆委員長（佐藤和彦） 「法制課担当課長」

◆◆総務部法制課課長 「おっしゃるとおりです。今回の裁判につきましてはそのような判断がされております。」

◆委員長（佐藤和彦） 「よろしいですか、他にありませんか、（見回す）、大丈夫ですか」（議員返事なし）「それでは、ただいまの説明に関する質疑を終結いたします。それではですね、本件に関しまして意見、質疑等、各会派の方から伺いたいと思います。まず、まちだ市民クラブ会派。」

◆まちだ市民クラブ（戸塚まさと） 「今日の法制課のご説明をいただいて、一度会派に持ち帰って審査したいと思います。」（※4）

◆公明党（松葉ひろみ） 「わが会派もですね、関心をもって動向を見てきたところでございますけれども、今、ご説明を受けまして、判決内容の詳細については、会派内でも確認をしているところでありますので、本日は持ちかえらせていただきたいと思います。」

◆自民党（石川よしただ） 「うちの会派も同じで、一応あの、結果に対して、会派で一応皆さんとお話をしていきますから、今日の、また再度お話の中で、また持ちかえって、また、話していきます。」

◆選ばれる町田をつくる会（白川てつや） 「はい、われわれの会派も他の会派の皆さんと同じで持ちかえらせて…（聞き取れない）」

◆共産党（田中美穂） 「今日、最初の提案であったところですが、今、ご説明もいただいたので、これを生かしてどういうふうにしていくのか一度会派に持ちかえって話し合いたいと思います。」

◆無所属（新井よしなお） 「皆さんの判断にあわせてます。」

◆委員長（佐藤和彦） 「はい、まあ、みなさんすべての会派から持ち帰り★ということと、詳細な部分、今日はじめて説明がありましたので、（※3）そこから説明を受けた上で会派に持ち帰って様々な検討をし

たいという、その辺のご意見だったかなと思います。ということでもありますので、次回の開催の時に各会派のほうからご意見を全て聞いてまとめてこれを集約というか、そこについての議論をしていきたいなというふうに思っております。持ち帰りということですので、一回、ここで一旦、持ち帰りのほうで取り扱いをさせていただきたいと思います。これでご異議ありませんでしょうか。(見回す)、よろしいですか。)(議員返事なし)「はい、ご異議なしとして、そのように決定させていただきます。休憩いたします。」

・・・・・・・・議事録は止まる(休憩中の話は議事録に残らない。)

◆委員長(佐藤和彦)「付議事件継続審査ではからせていただいてよろしいでしょうか。」(議員返事なし)

・・・・・・・・

◆委員長(佐藤和彦)「再開します。付議事件①議員の調査活動等に関する事項、付議事件②議会の権能・強化に関する事項、付議事件③議会の情報提供に関する事項については、なお審査を要するため(※4)継続審査とすることにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決しました。」

「以上ですべての案件の審査は終了しました。」